

- 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていらないものは、これを加える。

（注）平成三十年六月八日及び同月十八日公表の改正案適用後のもの。

	改 正 後	改 正 前（注）
（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）		
第二条　【略】		
〔2・3　略〕		
4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、この項の規定は、適用しない。	4　〔同上〕	4　〔同上〕
一　【略】	一　【同上】	一　【同上】
二　リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。第十一条及び第十二条において同じ。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第一百六十七条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。第十条及び第十二条に	二　次のイ又はロに掲げる銀行の区分に応じ、当該イ又はロに定める額	イ　標準的手法採用行　複数の資産及び取引を裏付けとするエクスボージャーで、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものの額

において同じ。) が適用されるエクスボージャーについて、次に掲げるエクスボージャーの区分ごとの額

自己資本比率告示第七十六条の五第二項の規定により算出し

た割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスボージャー又は

自己資本比率告示第百六十七条第二項の規定により信用リスク

・アセツトの額を算出するエクスボージャー

口 自己資本比率告示第七十六条の五第六項の規定により算出し

た割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスボージャー又は

自己資本比率告示第百六十七条第七項の規定により信用リスク

・アセツトの額を算出するエクスボージャー

ハ 自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号に定める比率

をリスク・ウェイトとして用いるエクスボージャー又は自己資

本比率告示第百六十七条第十項第一号に定めるリスク・ウェイ

トを用いて信用リスク・アセツトの額を算出するエクスボージ

ヤー

ニ 自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号に定める比率

をリスク・ウェイトとして用いるエクスボージャー又は自己資

本比率告示第百六十七条第十項第二号に定めるリスク・ウェイ

トを用いて信用リスク・アセツトの額を算出するエクスボージ

ヤー

ホ 自己資本比率告示第七十六条の五第十項のリスク・ウェイト  
を用いるエクスボージャー又は自己資本比率告示第百六十七条  
第十一項の規定により信用リスク・アセツトの額を算出するエ

口 内部格付手法採用行 信用リスク・アセツトのみなし計算 (一  
自己資本比率告示第百六十七条の規定により信用リスク・アセ  
ツトの額を算出することをいう。第十条及び第十二条において  
同じ。) が適用されるエクスボージャーの額

自己資本比率告示第百六十七条の規定により信用リスク・アセ

ツトの額を算出することをいう。第十条及び第十二条において  
同じ。) が適用されるエクスボージャーの額

「5～8 略」

(単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項)

第三条 【略】

〔2・3 略〕

4 前条第四項(第二号に係る部分に限る。)及び第五項の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、同条第四項第二号中「をいう。第十条及び第十二条において同じ」とあるのは「をいう」と、同条第五項中「別紙様式第二号」とあるのは「別紙様式第四号」と、「第三十面」とあるのは「第二十四面」と読み替えるものとする。

5 【略】

(連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項)

第四条 【略】

〔2・3 略〕

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 【略】

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項について

「5～8 同上」

(単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項)

第三条 【同上】

〔2・3 同上〕

4 前条第四項(第二号に係る部分に限る。)及び第五項の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、同条第四項第二号口中「をいう。第十条及び第十二条において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同条第五項中「別紙様式第二号」とあるのは「別紙様式第四号」と、「第三十面」とあるのは「第二十四面」と読み替えるものとする。

5 【同上】

(連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項)

第四条 【同上】

〔2・3 同上〕

4 【同上】

一 【同上】

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項について

は、第二条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行においては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第一号中「前項第五号」とあるのは「第二条第三項第五号」と、同項第二号中「をいう。第十条及び第十二条において同じ」とあるのは「をいう」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行においては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。

## 〔5・6 略〕

（連結自己資本比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項）

### 第五条 【略】

〔2・3 略〕

4 第二条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項並びに前

条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第四項及び第五項並びに前条第四項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、第二条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行においては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第二号中「をい

は、第二条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行においては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第一号中「前項」とあるのは「第二条第三項」と、同項第二号口中「をいう」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行においては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。

## 〔5・6 同上〕

（連結自己資本比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項）

### 第五条 【同上】

〔2・3 同上〕

4 第二条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項並びに前

条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第四項及び第五項並びに前条第四項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、第二条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行においては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第二号口中「をい

。第十条及び第十二条において同じ」とあるのは「をいう」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第四号」と、前条第四項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第四項第二号及び第五項に規定する事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

5 「略」

（銀行持株会社における連結会計年度の開示事項）

第七条 「略」

「2・3 略」

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、第二条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第七条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第一号中「前項」とあるのは「第二条第三項」と、同項第二号中「（自己資本比率告示第七十六条の五）とあるのは「（持株自己資本比率告示第五十四条の五）と、「をいう」と、第十条及び第十二条において同じ」とあるのは「をいう」と、「（自己資本比率告示第六十七条」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条」と、「をいう。第十条及び第十二条において同じ。」とあるのは

5 「同上」

（銀行持株会社における連結会計年度の開示事項）

第七条 「同上」

「2・3 同上」

4 「同上」

一 「同上」

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、第二条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、第二条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第七条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第一号中「前項」とあるのは「第二条第三項」と、同項第二号中「銀行」とあるのは「銀行持株会社」と、同号文中「自己資本比率告示第百六十七条」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条」と、「をいう。第十条及び第十二条において同じ。」とあるのは

う。第十条及び第十二条において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第四号」と、前条第四項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第四項第二号及び第五項に規定する事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

「同号イ中「自己資本比率告示第七十六条の五第二項」とあるのは、「持株自己資本比率告示第五十四条の五第一項」と、「自己資本比率告示第一百六十七条第二項」とあるのは「持株自己資本比率告

「をいう。」と、同号イ(1)中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第一号」と読み替えるものとする。

六条の五第六項」とあるのは「持株自己資本比率告示第五十四条の五第六項」と、「自己資本比率告示第一百六十七条第七項」とあるのは「持株自己資本比率告示第一百四十五条第七項」と、同号ハ中「自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号」とあるのは「持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第一号」と、「自己資本比率告示第一百六十七条第十項第一号」とあるのは「持株自己資本比率告示第一百四十五条第十項第一号」と、同号ニ中「自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号」とあるのは「持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第二号」と、「自己資本比率告示第一百六十七条第十項第二号」とあるのは「持株自己資本比率告示第一百四十五条第十項第二号」と、同号亦中「自己資本比率告示第七十六条の五第十項」とあるのは「持株自己資本比率告示第一百四十五条第十項」とあるのは「持株自己資本比率告示第一百六十七条第十項」とあるのは「自己資本比率告示第五十四条の五第十項」と、「自己資本比率告示第一百六十七条第十項」とあるのは「持株自己資本比率告示第一百四十五条第十項第二号」と、同号第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。

（銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項）

第八条　【略】

「2・3 略」

4 第二条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項並びに前条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第四項及び第五項並びに前条第四項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と、第二条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第二号中「（自己資本比率告示第七十六条の五」とあるのは「（持株自己資本比率告示第五十四条の五」と、「をいう。第十条及び第十二条において同じ」とあるのは「をいう」と、「（自己資本比率告示第百六十七条」とあるのは「（持株自己資本比率告示第百四十五条」と、同号イ中「自己資本比率告示第七十六条の五第二項」とあるのは「持株自己資本比率告示第五十四条の五第二項」と、「自己資本比率告示第百六十七条第二項」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条」と、同号ロ中「自己資本比率告示第七十六条の五第六項」と、「自己資本比率告示第百六十七条第七項」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条第七項」と、同号ハ中「自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号」とあるのは「持株自己資本比率告示

（銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項）

第八条　【同上】

「2・3 同上」

4 第二条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項並びに前条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第四項及び第五項並びに前条第四項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と、第二条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第二号中「銀行」とあるのは「銀行持株会社」と、同号ロ中「（自己資本比率告示第百六十七条」とあるのは「（持株自己資本比率告示第百四十五条」と、「をいう。第十条及び第十二条において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第四号」と、前条第四項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第四項第二号及び第五項に規定する事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

第五十四条の五第九項第一号」と、「自己資本比率告示第百六十七条第十項第一号」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条第十項第一号」と、同号二中「自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号」とあるのは「持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第二号」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条第十項第二号」と、同号二中「自己資本比率告示第七十六条の五第十項」とあるのは「持株自己資本比率告示第五十四条の五第十項」と、「自己資本比率告示第百六十七条第十一項」とあるのは「持株自己資本比率告示第一百四十五条第十一項」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第四号」と、前条第四項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第四項第二号及び第五項に規定する事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

5

(単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)

第十条

〔2・3 略〕

第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

# 一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

ハ  
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットの

(単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)

**第十条** 「同上」

〔2・3 同上

4

一  
〔同上〕

ハ 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポート

みなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの

区分ごとの額

- (1) 自己資本比率告示第七十六条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第一百六十七条第二項の規定により信用リスク・アセツトの額を算出するエクスポージャー
- (2) 自己資本比率告示第七十六条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第一百六十七条第七項の規定により信用リスク・アセツトの額を算出するエクスポージャー
- (3) 自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第一百六十七条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセツトの額を算出するエクスポージャー
- (4) 自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第一百六十七条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセツトの額を算出するエクスポージャー
- (5) 自己資本比率告示第七十六条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第一百六十

ジヤーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

七条第十一項の規定により信用リスク・アセツトの額を算出

するエクスボージャー

〔二〇へ 略〕

二 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセツトのみなし計算が適用されるエクスボージャー及び証券化エクスボージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イシヌ 略〕

〔三〇七 略〕

八 リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセツトのみなし計算が適用されるエクスボージャーについて、次に掲げるエクスボージャーの区分ごとの額

イ 自己資本比率告示第七十六条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスボージャー又は自己資本比率告示第一百六十七条第二項の規定により信用リスク・アセツトの額を算出するエクスボージャー

ロ 自己資本比率告示第七十六条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスボージャー又は自己資本比率告示第一百六十七条第七項の規定により信用リスク・アセツトの額を算出するエクスボージャー

ハ 自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスボージャー又は自己資本比率告示第一百六十七条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセツトの額を算出するエクスボージャー

〔二〇へ 同上〕

二 信用リスク（信用リスク・アセツトのみなし計算が適用されるエクスボージャー及び証券化エクスボージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イシヌ 同上〕

〔三〇七 同上〕

八 信用リスク・アセツトのみなし計算が適用されるエクスボージャーの額

ヤー

二 自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号に定める比率  
をリスク・ウェイ特として用いるエクスボージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセツトの額を算出するエクスボージャー

ホ 自己資本比率告示第七十六条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスボージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第十一項の規定により信用リスク・アセツトの額を算出するエクスボージャー

九 「略」

5 「略」

九 「同上」  
5 「同上」

(連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項)

第十二条 「略」

「2・3 略」

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ リスク・ウェイ特のみなし計算又は信用リスク・アセツトのみなし計算が適用されるエクスボージャーに係る信用リスクに

ハ 信用リスク・アセツトのみなし計算が適用されるエクスボージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポートの区分ごとの額

- |     |  |
|-----|--|
| (1) | 自己資本比率告示第七十六条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポート  |
|     | 又は自己資本比率告示第一百六十七条规定により算出リスク・アセツトの額を算出するエクスポート  |
| (2) | 自己資本比率告示第七十六条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポート  |
|     | 又は自己資本比率告示第一百六十七条规定により算出リスク・アセツトの額を算出するエクスポート  |
| (3) | 自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポート又は自己資本比率告示第一百六十七条规定第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセツトの額を算出するエクスポート    |
| (4) | 自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポート又は自己資本比率告示第一百六十七条规定第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセツトの額を算出するエクスポート |
| (5) | 自己資本比率告示第七十六条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポート又は自己資本比率告示第一百六十七条第十一項の規定により信用リスク・アセツトの額を算出                                  |

するエクスポート

〔二〇へ 略〕

三 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポート及び証券化エクスポートを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イヽヌ 略〕

〔四〇八 略〕

九 リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポートについて、次に掲げるエクスポートの区分ごとの額

イ 自己資本比率告示第七十六条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポート又は自己資本比率告示第一百六十七条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポート

ロ 自己資本比率告示第七十六条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポート又は自己資本比率告示第一百六十七条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポート

〔二〇へ 同上〕

〔イヽヌ 同上〕

〔四〇八 同上〕

三 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポート及び証券化エクスポートを除く。）に関する次に掲げる事項

ヤーの額

二　自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号に定める比率

をリスク・ウェイトとして用いるエクスポート・ボージャー又は自己資本比率告示第一百六十七条规定第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポート・ボージャー

ホ　自己資本比率告示第七十六条の五第十項のリスク・ウェイト

を用いるエクスポート・ボージャー又は自己資本比率告示第一百六十七条

第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポート・ボージャー

5  
〔略〕

十  
〔略〕

(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)

第十五条　〔略〕

「2・3　略」

4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　〔略〕

二　自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

〔イ・ロ　略〕

ハ　リスク・ウェイトのみなし計算（持株自己資本比率告示第五

十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを計算することをいう。次号及び第九号において同じ。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（持株自己資本比率告示第一百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下この項において同じ。）が適用されるエクスポート・ボージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

5  
〔同上〕

十  
〔同上〕

(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)

第十五条　〔同上〕

「2・3　同上」

4  
〔同上〕

一　〔同上〕

二　〔同上〕

〔イ・ロ　同上〕

ハ　信用リスク・アセットのみなし計算（持株自己資本比率告示

第一百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下この項において同じ。）が適用されるエクスポート・ボージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

より信用リスク・アセツトの額を計算することをいう。次号及び第九号において同じ。)が適用されるエクスボージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスボージャーの区分ごとの額

- (1) 持株自己資本比率告示第五十四条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスボージャー又は持株自己資本比率告示第一百四十五条第二項の規定により信信用リスク・アセツトの額を算出するエクスボージャー
- (2) 持株自己資本比率告示第五十四条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスボージャー又は持株自己資本比率告示第一百四十五条第七項の規定により信信用リスク・アセツトの額を算出するエクスボージャー
- (3) 持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスボージャー又は持株自己資本比率告示第一百四十五条第十項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスボージャー又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセツトの額を算出するエクスボージャー
- (4) 持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスボージャー又は持株自己資本比率告示第一百四十五条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセツトの額を算出するエクスボージャー
- (5) 持株自己資本比率告示第五十四条の五第十項のリスク・ウ

エイトを用いるエクスポート・エージャー又は持株自己資本比率告示

第一百四十五条第十一項の規定により信用リスク・アセツトの額を算出するエクスポート・エージャー

〔二〇へ 略〕

三 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセツトのみなし計算が適用されるエクスポート・エージャー及び証券化エクスポート・エージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イヌ 略〕

〔四〇八 略〕

九 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセツトのみなし計算が適用されるエクスポート・エージャーについて、次に掲げるエクスポート・エージャーの区分ごとの額）

イ 持株自己資本比率告示第五十四条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポート・エージャー又は持株自己資本比率告示第一百四十五条第二項の規定により信

用リスク・アセツトの額を算出するエクスポート・エージャー

ロ 持株自己資本比率告示第五十四条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポート・エージャー又は持株自己資本比率告示第一百四十五条第七項の規定により信

用リスク・アセツトの額を算出するエクスポート・エージャー

ハ 持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポート・エージャー又は持株自己資本比率告示第一百四十五条第十項第一号に定めるリスク

〔二〇へ 同上〕

三 信用リスク（信用リスク・アセツトのみなし計算が適用されるエクスポート・エージャー及び証券化エクスポート・エージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イヌ 同上〕

〔四〇八 同上〕

九 信用リスク・アセツトのみなし計算が適用されるエクスポート・エージャーの額

ヤーの額

・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエク  
　　スポーツボージャー

二 持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第二号に定める  
比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスボージャー又は持  
株自己資本比率告示第百四十五条第十項第二号に定めるリスク  
・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエク  
　　スポーツボージャー

ホ 持株自己資本比率告示第五十四条の五第十項のリスク・ウェ  
イトを用いるエクスボージャー又は持株自己資本比率告示第百  
四十五条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算  
出するエクスボージャー

十 [略]

15 [略] + [匡上]

(別紙様式第二号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要

国際様式の該	イ	ロ	ハ	ニ
--------	---	---	---	---

・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエク  
　　スポーツボージャー

二 持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第二号に定める  
比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスボージャー又は持  
株自己資本比率告示第百四十五条第十項第二号に定めるリスク  
・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエク  
　　スポーツボージャー

ホ 持株自己資本比率告示第五十四条の五第十項のリスク・ウェ  
イトを用いるエクスボージャー又は持株自己資本比率告示第百  
四十五条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算  
出するエクスボージャー

+ [匡上]

(別紙様式第二号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要

国際様式の該	イ	ロ	ハ	ニ
--------	---	---	---	---

当番号	リスク・アセット				所要自己資本	当番号	リスク・アセット				所要自己資本
	当期末	前期末	当期末	前期末			当期末	前期末	当期末	前期末	
[略]											
8	リスク・ウェイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ツトのみなし計算 (レック ・スル一方式)						複数の資産及び取引を裏付け とするエクスボージャー				
9	リスク・ウェイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ツトのみなし計算 (マンデ ート方式)										
	リスク・ウェイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ツトのみなし計算 (謹然性 方式250%)						信用リスク・アセットのみな し計算が適用されるエクスボ ージャー				
	リスク・ウェイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ										

	ツトのみなし計算（蓋然性 方式400%）				
10	リスク・ウェイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算（フォー ルバック方式1250%）				

〔略〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

〔a～r 略〕

≤ 重番8 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみな  
し計算（ルック・スルー方式）」の項には、標準的的手法採用行にあっては自  
己資本比率告示第七十六条の五第二項又は特殊自己資本比率告示第五十四条  
の五第二項の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百六  
十七条第二項又は特殊自己資本比率告示第百四十五条第二項の規定を適用す  
るエクスポートジヤーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ  
欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載する  
こと。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前と  
なる場合には、当該欄は記載することを要しない。

	〔同左〕				
--	------	--	--	--	--

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

〔a～r 同左〕

≤ 「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポートジヤー」の項には、標準  
的手法採用行にあっては、リスク・ウェイトを直接に判定することができな  
いものの信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係  
る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

Ⅳ 項番9 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデー方式）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第六項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第六項の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第六十七条第七項又は持株自己資本比率告示第一百四十五条第七項の規定を適用するエクスポートジヤーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

Ⅴ 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第一号の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第一百六十七条第十項第一号又は持株自己資本比率告示第一百四十五条第十項第一号の規定を適用するエクスポートジヤーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

[加える。]

「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポートジヤー」の

項には、自己資本比率告示第一百六十七条又は持株自己資本比率告示第一百四十五条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

Ⅴ 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第二号の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第一百六十七条第十項第二号又は持株自己資本比率告示第一百四十五条第十項第二

[加える。]

号の規定を適用するエクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ワ 項番10「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項には、標準的手法採用行にあつては自己資本比率告示第七十六条の五第十項又は株式自己資本比率告示第五

十四条の五第十項の規定、内部格付手法採用行にあつては自己資本比率告示第一百六十七条第十一項又は株式自己資本比率告示第一百四十五条第十一項の規定を適用するエクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

〔加える。〕

<u>X</u>	[略]	<u>Y</u>	[同左]
<u>Z</u>	[略]	<u>W</u>	[同左]
<u>aa</u>	[略]	<u>X</u>	[同左]
<u>bb</u>	[略]	<u>Y</u>	[同左]
<u>cc</u>	[略]	<u>Z</u>	[同左]
<u>dd</u>	[略]	<u>aa</u>	[同左]
<u>ee</u>	[略]	<u>bb</u>	[同左]
<u>ff</u>	[略]	<u>cc</u>	[同左]
<u>gg</u>	[略]	<u>dd</u>	[同左]

[表略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額の項目欄から末欄までには、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項へ欄からへ欄までの対応する項目の額を記載すること。また、項番1「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番2「自己資本比率規制上の連結範囲に

<u>ee</u>	[同左]
<u>ff</u>	[同左]
<u>gg</u>	[同左]
<u>hh</u>	[同左]
<u>ii</u>	[同左]
<u>kk</u>	[同左]
<u>ll</u>	[同左]
<u>rr</u>	[同左]
<u>oo</u>	[同左]
<u>uu</u>	[同左]

(第二面) [略]  
(第三面)

[同左]  
(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項目欄から末欄までには、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項目欄から末欄までの対応する項目の額を記載すること。また、項目番号1「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項目番号2「自己資本比率規制上の連結範囲に

(第二面) [同左] (第三面)

自己資本比率告示及び  
のとする。

基づく負債の額」の項目欄には、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項目欄から上欄の額を控除した額を記載すること。

〔b～g 略〕

〔表略〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。  
この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第一百六十七条の規定又は特殊自己資本比率告示第一百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

〔a～p 略〕

(注)

〔表略〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。  
この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定

基づく負債の額」の項目欄には、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項目欄から上欄までの額を控除した額を記載すること。

〔b～g 同左〕

〔第四面〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。  
この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポート（リスク・ウェイト）を直接に判定することができないものをいう。）並びに信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第一百六十七条の規定又は特殊自己資本比率告示第一百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

〔a～p 同左〕

(注)

〔表略〕

(注)

(第五面)

〔第五面〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。  
この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポート（リスク・ウェイト）

又は株式自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。) 及び信用リスク・アセットのみなし計算 (自己資本比率告示第一百六十七条の規定又は株式自己資本比率告示第一百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。) に係る信用リスクは対象外とする。

○  
[a～i 略]

(第六面)

[表略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ(信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算(自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は株式自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。) 及び信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第一百六十七条の規定又は株式自己資本比率告示第一百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。) に係る信用リスクは対象外とする。

○  
[a～m 略]

(第六面)

[表略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ(信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、複数の資産及び取引を裏付けとするエクスボージャー(リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。) 並びに信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第一百六十七条の規定又は株式自己資本比率告示第一百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。) に係る信用リスクは対象外とする。

○  
[a～m 同左]

(第七面)

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

(第七面)

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。  
この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リス  
ク及びリスク・ウェイ特のみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規  
定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイ特を算  
出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

〔a～gg 略〕

〔表略〕

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及  
び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リ  
スク及びリスク・ウェイ特のみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規  
定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイ特を算  
出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

〔a～z 略〕

〔（第九面）～（第十三面） 略〕

（第十四面）

（単位：百万円）

CCR 1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポート額

び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。  
この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リ  
スク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポート（リスク・ウェイ  
トを直接に判定することができないものをいう。）に係る信用リスクは対象外と  
する。

〔a～gg 同左〕

〔表略〕

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及  
び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リ  
スク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポート（リスク・ウェイ  
トを直接に判定することができないものをいう。）に係る信用リスクは対象外と  
する。

〔a～z 同左〕

〔（第九面）～（第十三面） 同左〕

（第十四面）

（単位：百万円）

CCR 1：手法別のかウンターパーティ信用リスク・エクスポート額

項目番号	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
RC	PFE	実効EPE 規制上の エクスポート削減手 の算定に 使用され る $\alpha$	信用リス ト の額 の算定に 使用され る $\alpha$	リスク・ アセット の額 の算定に 使用され る $\alpha$	リスク・ アセット の額 の算定に 使用され る $\alpha$	リスク・ アセット の額 の算定に 使用され る $\alpha$

〔略〕

〔注〕 略

(別紙様式第四号)

項目番号	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
スト	再構築コ スト	アドオン	実効EPE 規制上の エクスポート削減手 の算定に 使用され る $\alpha$	信用リス ト の額 の算定に 使用され る $\alpha$	リスク・ アセット の額 の算定に 使用され る $\alpha$	リスク・ アセット の額 の算定に 使用され る $\alpha$

〔同左〕

〔注〕 同左

(別紙様式第四号)

〔(第十五面)～(第三十二面) 略〕

(第一面)

(単位：百万円)

項目番号	イ	ロ	ハ	ニ
国際様式の該				

OV1：リスク・アセットの概要

項目番号	イ	ロ	ハ	ニ
国際様式の該				

OV1：リスク・アセットの概要

当番号	リスク・アセット	所要自己資本	当番号			
			当中間期 末	前中間期 末	当中間期 末	前中間 期末
[略]						
8	リスク・ウェイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ツトのみなし計算 (マルツ ク・スル一方式)					
9	リスク・ウェイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ツトのみなし計算 (マンテ ート方式)					
	リスク・ウェイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ツトのみなし計算 (蓋然性 方式250%)					
	リスク・ウェイトのみなし					

  

当番号	リスク・アセット	所要自己資本	[同左]			
			当中間期 末	前中間期 末	当中間 期末	前中間 期末
	複数の資産及び取引を裏付け とするエクスポージャー					

	計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）				
10	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フルバック方式1250%）				
〔略〕					
〔同左〕					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～r 略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～r 同左]

§ 項番8 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項には、標準的手法採用行にあっては自

己資本比率告示第七十六条の五第二項又は特殊自己資本比率告示第五十四条の五第二項の規定、内部格付け手法採用行にあっては自己資本比率告示第一百六十七条第二項又は特殊自己資本比率告示第一百四十五条第二項の規定を適用するエクスポート・ジャマーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ

シ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

こと。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日

前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

- 重番9 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセツトのみなし計算（マンデー方式）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第六項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第六項の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第一百六十七条又は持株自己資本比率告示第一百四十五条第七項の規定を適用するエクスボージャーに係る信用リスク・アセツトの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

- 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセツトのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第一号の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第一百六十七条第十項第一号又は持株自己資本比率告示第一百四十五条第十項第一号の規定を適用するエクスボージャーに係る信用リスク・アセツトの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

[加える。]

■ 「信用リスク・アセツトのみなし計算が適用されるエクスボージャー」の項には、自己資本比率告示第一百六十七條又は持株自己資本比率告示第一百四十五条に規定する信用リスク・アセツトの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[加える。]

- 率告示第七十六条の五第九項第一号又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第一号の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第一百六十七条第十項第一号又は持株自己資本比率告示第一百四十五条第十項第一号の規定を適用するエクスボージャーに係る信用リスク・アセツトの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。
- 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセツトのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第二号の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第

百六十七条第十項第二号又は株主自己資本比率告示第百四十五条第十項第二号の規定を適用するエクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

w 項番10「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項には、標準的手法採用行にあつては自己資本比率告示第七十六条の五第十項又は株主自己資本比率告示第五十四条の五第十項の規定、内部格付手法採用行にあつては自己資本比率告示

第一百六十七条第十一項又は特殊自己資本比率告示第百四十五条第十一項の規定を適用するエクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

<u>x</u>	[略]	<u>ll</u>	[同左]
<u>y</u>	[略]	<u>yy</u>	[同左]
<u>z</u>	[略]	<u>xx</u>	[同左]
<u>aa</u>	[略]	<u>yy</u>	[同左]
<u>bb</u>	[略]	<u>zz</u>	[同左]
<u>cc</u>	[略]	<u>aa</u>	[同左]
<u>dd</u>	[略]	<u>bb</u>	[同左]
<u>ee</u>	[略]	<u>cc</u>	[同左]
<u>ff</u>	[略]		

〔加える。〕

<u>ll</u>	[略]	<u>dd</u>	[同左]
<u>ll</u>	[略]	<u>ee</u>	[同左]
<u>ii</u>	[略]	<u>ff</u>	[同左]
<u>ii</u>	[略]	<u>gg</u>	[同左]
<u>kk</u>	[略]	<u>ii</u>	[同左]
<u>kk</u>	[略]	<u>kk</u>	[同左]
<u>ll</u>	[略]	<u>ll</u>	[同左]
<u>ll</u>	[略]	<u>ll</u>	[同左]
<u>mm</u>	[略]	<u>mm</u>	[同左]
<u>mm</u>	[略]	<u>mm</u>	[同左]
<u>qq</u>	[略]	<u>qq</u>	[同左]
<u>rr</u>	[略]	<u>rr</u>	[同左]
<u>ss</u>	[略]	<u>ss</u>	[同左]
[表略]	(第二面)	[表略]	(第二面)
(注)		(注)	
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。	この面においては、カウンターパートイ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第一百六十七条の規定又は特殊自己資本比率告示第一百四十五条の規定により信用リ	この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。	この面においては、カウンターパートイ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、複数の資産及び取引を裏付けとするエクスボージャー（リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第一百六十七条の規定又は特殊自己資本比率告示第一百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に

スク・アセットの額を計算することをいう。) に係る信用リスクは対象外とする。

。

〔a～p 略〕

〔表略〕

(第三面)

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。  
この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算(自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。) 及び信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第一百六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第一百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。) に係る信用リスクは対象外とする。

〔a～i 略〕

〔表略〕

(第三面)

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。  
この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算(自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定により信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第一百六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第一百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。) に係る信用リスクは対象外とする。

〔a～i 同左〕

〔表略〕

(第四面)

〔同左〕  
(第四面)

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。  
この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算(自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定により信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第一百六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第一百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。) に係る信用リスクは対象外とする。

又は株主自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。) 及び信用リスク・アセットのみなし計算 (自己資本比率告示第一百六十七条の規定又は株主自己資本比率告示第一百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。) に係る信用リスクは対象外とする。

◦  
[a～m 略]

(第五面)

[表略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び株主自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算 (自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は株主自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。) に係る信用リスクは対象外とする。

[a～gg 略]

(第五面)

[表略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び株主自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスボージャー (リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。) に係る信用リスクは対象外とする。

[a～gg 同左]

(第六面)

[表略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び株主自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算 (自己資本比率告示第七十六条の五の規定及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスボージャー (リスク・ウェイ

を直接に判定することができないものをいゝ。) 並びに信用リスク・アセットのみなし計算 (自己資本比率告示第一百六十七条の規定又は株主自己資本比率告示第一百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。) に係る信用リスクは対象外とする。

[a～m 同左]

(第六面)

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び株主自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスボージャー (リスク・ウェイ

定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算

出することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

[a~z 略]

〔(第七面)～(第九面) 略〕

(単位：百万円)

CCR1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポート額

CCR 1 : 手法別のかウンターパーティ信用リスク・エクスポート額						
項目番号	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
RC	PFE	実効EPE	規制上の エクスポート の算定に 使用され る $\alpha$	信用リス ク削減手 法適用後 のエクス ポート	リスク・ アセット の額	
			—			
[略]						

トを直接に判定することができないものをいう。) に係る信用リスクは対象外とする。

〔a~z 同左〕

〔(第七面)～(第九面) 同左〕

(単位：百万円)

## CCR 1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額

項目番号	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
再構築コスト	アドオン	実効EPE	規制上の エクスポート レジヤーの 算定に 使用され る $\alpha$	信用リス ト削減手 法適用後 のエクス ポートレ ジヤーの 額	リスク・ アセット の額	CCR1 : 手法別 のカウンターパート 信用リスト・エクスポート額
〔同左〕						

〔（注）略〕

〔(第十一面)～(第二十五面)略〕

[注] 同左]

[（第十一面）～（第二十五面）同左]

(別紙様式第八号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要

国際様式の該当番号	イ	ロ	ハ	ニ
リスク・アセット	所要自己資本			
当四半期 末	前四半期 末	当四半期 末	前四半期 末	期末

[略]

(別紙様式第八号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要

国際様式の該当番号	イ	ロ	ハ	ニ
リスク・アセット	所要自己資本			
当四半期 末	前四半期 末	当四半期 末	前四半期 末	期末

[同左]

8	リスク・ウェイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算(レック ・スル一方式)				
9	リスク・ウェイトのみなし				

複数の資産及び取引を裏付け  
とするエクスポート・ジヤー

	計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）			
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセツトのみなし計算（蓋然性方式25%）		リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセツトのみなし計算（蓋然性方式40%）	信用リスク・アセツトのみなし計算が適用されるエクスボージャー
10	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセツトのみなし計算（フォールバック方式125%）			
	〔略〕	〔同左〕		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及

び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～r 略]

§ 項番8 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第二項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第二項の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第六十七条第二項又は持株自己資本比率告示第一百四十五条第二項の規定を適用するエクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

こと。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

± 項番9 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第六項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第六項の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第一百四十五条第七項又は持株自己資本比率告示第一百四十五条第七項の規定を適用するエクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

± 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号又は持株自己資本比率告示第五十四条の

び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～r 同左]

± 「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスボージャー」の項には、標準的手法採用行にあっては、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものの信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

五第九項第一号の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第一百六十七条第十項第一号又は持株自己資本比率告示第百四十五条第十項第一号の規定を適用するエクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

〔リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）〕の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第二号の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第一百六十七条第十項第二号又は持株自己資本比率告示第百四十五条第十項第二号の規定を適用するエクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

〔加える。〕

〔リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）〕の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第十項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第十項の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第一百六十七条第十一項又は持株自己資本比率告示第百四十五条第十一項の規定を適用するエクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

〔加える。〕

月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

〔(第二面)～(第四面) 略〕

〔(第二面)～(第四面) 同左〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○ 信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（注）平成三十年六月八日及び同月十八日公表の改正案適用後のもの。

	改 正 後	改 正 前（注）
（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）		
第二条　【略】		
〔2・3　略〕		
4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。		
一　自己資本の充実度に関する次に掲げる事項		
〔イ・ロ　略〕		
ハ　リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。以下この条、次条及び第六条において同じ。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下この条、次条及び第六条において同じ。）が適用されるエクスボージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額		

ポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、

次に掲げるエクスポートの区分ごとの額

(1) | 自己資本比率告示第七十条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポート又

は自己資本比率告示第百六十六条第二項の規定により信用リスク・アセツトの額を算出するエクスポート

(2) | 自己資本比率告示第七十条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポート又は自己資本比率告示第百六十六条第七項の規定により信用リスク・アセツトの額を算出するエクスポート

(3) | 自己資本比率告示第七十条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポート又は自己

資本比率告示第百六十六条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセツトの額を算出するエクスポート

(4) | 自己資本比率告示第七十条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポート又は自己資本比率告示第百六十六条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセツトの額を算出するエクスポート

(5) | 自己資本比率告示第七十条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポート又は自己資本比率告示第百六十六条第十一項の規定により信用リスク・アセツトの額を算出する

るエクスポート

〔二・ホ 略〕

二 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポート及び証券化エクスポートを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ・ヌ 略〕

〔三・六 略〕

七 リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポートについて、次に掲げるエクスポートの区分ごとの額

イ 自己資本比率告示第七十条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポート又は自己資本比率告示第一百六十六条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポート

ロ 自己資本比率告示第七十条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポート又は自己資本比率告示第一百六十六条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポート

ハ 自己資本比率告示第七十条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポート又は自己資本比率告示第一百六十六条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポート

〔二・ホ 同上〕

二 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポート及び証券化エクスポートを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ・ヌ 同上〕

〔三・六 同上〕

七 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポートの額

二	自己資本比率告示第七十条の五第九項第二号に定める比率を リスク・ウェイトとして用いるエクスボージャー又は自己資本 比率告示第一百六十六条第十項第二号に定めるリスク・ウェイト を用いて信用リスク・アセツトの額を算出するエクスボージャー	十一	自己資本比率告示第七十条の五第十項のリスク・ウェイトを 用いるエクスボージャー又は自己資本比率告示第一百六十六条第 十一項の規定により信用リスク・アセツトの額を算出するエク スボージャー	八	〔略〕
5	〔略〕	5	〔略〕	八	〔略〕
	(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事 項)				
第三条	〔略〕	第三条	〔略〕	八	〔同上〕
〔2・3 略〕		〔2・3 同上〕			
4	第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。	4	〔同上〕	5	〔同上〕
一	〔略〕	一	〔同上〕	八	〔同上〕
二	自己資本の充実度に関する次に掲げる事項	二	〔同上〕		
〔イ・ロ 略〕		〔イ・ロ 同上〕			
ハ	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセツトの みなし計算が適用されるエクスボージャーに係る信用リスクに 対する所要自己資本について、次に掲げるエクスボージャーの	ハ	信用リスク・アセツトのみなし計算が適用されるエクスボ ージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額		

		区分ごとの額
(1)	自己資本比率告示第七十条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポートージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第二項の規定により信用リスク・アセツトの額を算出するエクスポートージャー	
(2)	自己資本比率告示第七十条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポートージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第七項の規定により信用リスク・アセツトの額を算出するエクスポートージャー	
(3)	自己資本比率告示第七十条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポートージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセツトの額を算出するエクスポートージャー	
(4)	自己資本比率告示第七十条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポートージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセツトの額を算出するエクスポートージャー	
(5)	自己資本比率告示第七十条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポートージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第一項の規定により信用リスク・アセツトの額を算出するエクスポートージャー	

〔ニ・ホ 略〕

三 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ・ヌ 略〕

〔四・七 略〕

八 リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

イ 自己資本比率告示第七十条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第一百六十六条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ロ 自己資本比率告示第七十条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第一百六十六条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ハ 自己資本比率告示第七十条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第一百六十六条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

二 自己資本比率告示第七十条の五第九項第二号に定める比率を

〔ニ・ホ 同上〕

三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ・ヌ 同上〕

〔四・七 同上〕

八 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

リスク・ウェイトとして用いるエクスポート又は自己資本比率告示第百六十六条第十項第二号に定めるリスク・ウェイト

を用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポート

||

ホ| 自己資本比率告示第七十条の五第十項のリスク・ウェイトを

用いるエクスポート又は自己資本比率告示第百六十六条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエク

スポート  
ソージャー

九  
〔略〕

5  
〔略〕

(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)

第六条  
〔略〕

〔2・3  
略〕

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあつては、この項の規定は、適用しない。

一  
〔略〕

二| リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポートについて、次に掲げるエクスポートの区分ごとの額

イ| 自己資本比率告示第七十条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポート又は自

リスク・ウェイトとして用いるエクスポート又は自己資本比率告示第百六十六条第十項第二号に定めるリスク・ウェイト

を用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポート

||

ホ| 自己資本比率告示第七十条の五第十項のリスク・ウェイトを

用いるエクスポート又は自己資本比率告示第百六十六条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエク

スポート  
ソージャー

九  
〔同上〕

5  
〔同上〕

(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)

第六条  
〔同上〕

〔2・3  
同上〕

4  
〔同上〕

一  
〔同上〕

二| 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 標準的手法を採用した場合 複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポートで、リスク・ウェイトを直接に判定することができるものの額

自己資本比率告示第百六十六条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスボージャー

自己資本比率告示第七十条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスボージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスボージャー

内部格付手法を採用した場合 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスボージャーの額

5

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事

5  
〔同上〕

〔略〕

自己資本比率告示第七十条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスボージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスボージャー

自己資本比率告示第七十条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスボージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスボージャー

自己資本比率告示第七十条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスボージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスボージャー

項)

第七条 【略】

〔2・3 略〕

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 【略】

一 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項について  
は、第六条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、  
同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第七条第一  
項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自  
己資本比率を算出する場合にあっては、この項の規定は、適用し  
ない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第一号中「  
前項第五号」とあるのは「第六条第三項第五号」と、同条第五項  
中「別紙様式第四号(連結自己資本比率を算出する場合にあって  
は、第一面及び第三十面に限る。)」とあるのは「別紙様式第四  
号」と読み替えるものとする。

〔5・6 略〕

項)

第七条 【同上】

〔2・3 同上〕

4 【同上】

一 【同上】

一 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項について  
は、第六条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、  
同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第七条第一  
項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自  
己資本比率を算出する場合にあっては、この項の規定は、適用し  
ない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第一号中「  
前項」とあるのは「第六条第三項」と、同条第五項中「別紙様式  
第四号(連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第一面及  
び第三十面に限る。)」とあるのは「別紙様式第四号」と読み替  
えるものとする。

〔5・6 同上〕

(別紙様式第四号)

(第一面)

(単位：百万円)

(別紙様式第四号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要

国際様式の該当番号	イロハニ			
	イ	ロ	ハ	ニ
国際様式の該当番号	イロハニ			
	リスク・アセット	所要自己資本		
8	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (ルック・スル方式)			
9	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (マンデート方式)			
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性方式250%)			

[略]

[同左]

複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー

10	リスク・ウェイ特のみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算（蓋然性 方式400%）			
	リスク・ウェイ特のみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算（フォー ルバック方式1250%）			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[略]

〔略〕

<p>〔略〕</p> <p>（注）</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>〔a～r 略〕</p>	<p><u>項番8 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」</u> の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第二項、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十六条第二項の規定を適用するエクスポートジャヤーに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。たゞこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。たゞ</p>
---	--

一七

[同左]

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

〔左同〕

	一 ジ ヤ 一

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

「左同」  
～～

レ、口欄及び二欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合に  
は、当該欄は記載することを要しない。

Ⅳ 項番9 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみな  
し計算（マンデー方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあって  
は自己資本比率告示第七十条の五第六項の規定、内部格付手法を採用した場  
合にあっては自己資本比率告示第百六十六条第七項の規定を適用するエクス  
ポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及び  
これに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。た  
だし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合  
には、当該欄は記載することを要しない。

Ⅴ 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算  
(蓋然性方式250%)」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自  
己資本比率告示第七十条の五第九項第一号、内部格付手法を採用した場合に  
あっては自己資本比率告示第百六十六条第十項第一号の規定を適用するエク  
スボージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及  
びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。  
ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場  
合には、当該欄は記載することを要しない。

Ⅵ 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算  
(蓋然性方式400%)」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自  
己資本比率告示第七十条の五第九項第二号、内部格付手法を採用した場合に  
あっては自己資本比率告示第百六十六条第十項第二号の規定を適用するエク  
スボージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及

「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスボージャー」の  
項には、自己資本比率告示第百六十六条に規定する信用リスク・アセットの  
額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ  
欄）をそれぞれ記載すること。

[加える。]

[加える。]

びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

Ⅷ 項番10「リスク・ウェイ特のみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第十項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十六条第十一項の規定を適用するエクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

[加える。]

<u>x</u>	[略]	[同左]
<u>y</u>	[略]	[同左]
<u>z</u>	[略]	[同左]
<u>aa</u>	[略]	[同左]
<u>bb</u>	[略]	[同左]
<u>cc</u>	[略]	[同左]
<u>dd</u>	[略]	[同左]
<u>ee</u>	[略]	[同左]
<u>ff</u>	[略]	[同左]
<u>gg</u>	[略]	[同左]
<u>hh</u>	[略]	[同左]
<u>ii</u>	[略]	[同左]

ii [略]  
kk [略]  
ll [略]  
mm [略]  
oo [略]  
pp [略]  
qq [略]  
rr [略]  
ss [略]

「合計」の項目欄から上欄の額を控除した額を記載すること。

[b～g 略]

(第四面)

〔表略〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトを算出することをいう。) 及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～p 略]

(第五面)

〔表略〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

「合計」の項目欄から上欄までの額を控除した額を記載すること。

[b～g 同左]

(第四面)

〔同左〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポートページヤー（リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～p 同左]

(第五面)

〔表略〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポートページヤー（リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～i 略]

(第六面)

[表略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～m 略]

(第七面)

[表略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～gg 略]

(第八面)

[a～i 同左]

(第六面)

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定により複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポートジャヤー（リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～m 同左]

(第七面)

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定により複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポートジャヤー（リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～gg 同左]

(第八面)

[表略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この用においては、カレンダーハーフイ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a~z 略]

〔(第九面)～(第十三面) 略〕

(第十四面)

(単位：百万円)

CCR1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスposure - ジャーライ

CCR 1 : 手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクspoージャー額					
項目番号	イ	ロ	ハ	ニ	ホ
RC	PTE	実効EPE	規制上の エクスポ ージャー の算定に 使用され	信用リス ク削減手 法適用後 のエクス ポージヤ	リスク・ アセット の額

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この用においては、カレンダー・ヘーネイ信用リスク、証券化取扱に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポート・ジャニ（リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a~z 同左]

〔第九面〕～〔第十三面〕 同左

(第十四面)

(単位：百万円)

## CCR1：手法別のカウンターパーティ信用リスト・エクスポート一覧

CCR 1 : 手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額

—  $x \mathcal{Q}$  —

〔略〕

〔注〕略

〔(第十五面)～(第三十二面) 略〕

(別紙様式第七号)

(第一面)

(単位：百万円)

0W1：リスト・アセットの概要

国際様式の該当番号	イ	ロ	ハ	ニ
リスク・アセット			所要自己資本	
当中間期 末	前中間期 末	当中間期 末	前中間 期末	

二〇〇

〔同左〕

〔(注) 同左〕

〔(第十五面)～(第三十二面) 同左〕

(別紙様式第七号)

(第一面)

(単位：百万円)

0V1：リスク・アセットの概要

				国際様式の該当番号
		イ	ロ	ハ
		リスク・アセット	所要自己資本	
当中間期 未	前中間期 未	当中間 期末	前中間 期末	当中期 末

〔略〕

—

—  
—  
—  
—  
—

8	リスク・ウェイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算 (ルック ・スル一方式)		複数の資産及び取引を裏付け とするエクスポートジヤー
9	リスク・ウェイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算 (マンデ ート方式)		
	リスク・ウェイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算 (蓋然性 方式250%)		
	リスク・ウェイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算 (蓋然性 方式400%)	信用リスク・アセットのみな し計算が適用されるエクスボ ージャー	
10	リスク・ウェイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算 (フォー ム)		

ルバック方式1250%）

〔略〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

〔a～r 略〕

§ 通番8 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第二項の規定、内部格付手法を採用した場合には自己資本比率告示第六十六条第三項の規定を適用するエクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、口欄及びニ欄の「前中期期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

§ 通番9 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第六項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十六条第七項の規定を適用するエクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、口欄及びニ欄の「前中期期末」が平成三十一年三月三十一日前となる

〔同左〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

〔a～r 同左〕

§ 「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスボージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものの信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

§ 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスボージャー」の項には、自己資本比率告示第六十七条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

場合には、当該欄は記載することを要しない。

〔リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）〕の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第九項第一号の規定、内部格付手法を採用した

場合にあっては自己資本比率告示第百六十六条第十項第一号の規定を適用するエクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

〔リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）〕の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第九項第二号の規定、内部格付手法を採用した

場合にあっては自己資本比率告示第百六十六条第十項第二号の規定を適用するエクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

〔かかる。〕

〔かかる。〕

〔加える。〕

すること。ただし、口欄及び二欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十  
一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

<u>x</u>	[略]	<u>y</u>	[同左]
<u>y</u>	[略]	<u>v</u>	[同左]
<u>z</u>	[略]	<u>w</u>	[同左]
<u>aa</u>	[略]	<u>x</u>	[同左]
<u>bb</u>	[略]	<u>y</u>	[同左]
<u>cc</u>	[略]	<u>z</u>	[同左]
<u>dd</u>	[略]	<u>aa</u>	[同左]
<u>ee</u>	[略]	<u>bb</u>	[同左]
<u>ff</u>	[略]	<u>cc</u>	[同左]
<u>gg</u>	[略]	<u>dd</u>	[同左]
<u>ii</u>	[略]	<u>ee</u>	[同左]
<u>jj</u>	[略]	<u>ff</u>	[同左]
<u>kk</u>	[略]	<u>gg</u>	[同左]
<u>ll</u>	[略]	<u>ii</u>	[同左]
<u>mm</u>	[略]	<u>jj</u>	[同左]
<u>nn</u>	[略]	<u>kk</u>	[同左]
<u>oo</u>	[略]	<u>ll</u>	[同左]
<u>pp</u>	[略]	<u>mm</u>	[同左]
<u>qq</u>	[略]	<u>nn</u>	[同左]
<u>rr</u>	[略]	<u>oo</u>	[同左]

三 [略]

四 [同左]  
(第二面)

[表略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～p 略]

(第三面)

[表略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～i 略]

三  
(第二面)

[同左]

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポートジャヤ（リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

(第三面)

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポートジャヤ（リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～i 同左]

(第四面)

〔表略〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

〔a～m 略〕

(第四面)

〔同左〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

〔a～m 同左〕

(第五面)

〔表略〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

〔a～gg 略〕

(第五面)

〔表略〕

(第六面)

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイ特のみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウェイ特を算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～z 略]

〔(第七面)～(第九面) 略〕

(第十面)

(単位：百万円)

CCR 1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポートージャー額

項目番号	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
RC	PFE	実効EPE 規制上の エクスポート ージャーの 算定に 使用され るα	規制上の 信用リス トリスク・ エクスポート ージャー法 適用後 の額	実効EPE 規制上の エクスポート ージャー法 適用後 の額	規制上の 信用リス トリスク・ エクスポート ージャーの 算定に 使用され るα	規制上の 信用リス トリスク・ エクスポート ージャーの 算定に 使用され るα

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポートージャー（リスク・ウェイ特を直接に判定することができないものをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～z 同左]

〔(第七面)～(第九面) 同左〕

(第十面)

(単位：百万円)

CCR 1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポートージャー額

項目番号	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
RC	再構築コ スト	アドオン	実効EPE 規制上の エクスポート ージャーの 算定に 使用され るα	実効EPE 規制上の エクスポート ージャー法 適用後 の額	実効EPE 規制上の エクスポート ージャーの 算定に 使用され るα	実効EPE 規制上の エクスポート ージャーの 算定に 使用され るα

[略]

[（注） 略]

[（第十一面）～（第二十五面） 略]

(別紙様式第九号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要

国際様式の該当番号	イ	ロ	ハ	ニ
	リスク・アセット	所要自己資本		
当四半期 末	前四半期 末	当四半期 末	前四半期 期末	

[略]

[（注） 同左]

[（第十一面）～（第二十五面） 同左]

(別紙様式第九号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要

国際様式の該当番号	イ	ロ	ハ	ニ
	リスク・アセット	所要自己資本		
当四半期 末	前四半期 末	当四半期 末	前四半期 期末	

[同左]

8	リスク・ウェイトのみなし	複数の資産及び取引を裏付け
---	--------------	---------------

			ヒサスエクスボージャー
9	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセツトのみなし計算(マンデート方式)	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセツトのみなし計算(マンデート方式)	
10	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセツトのみなし計算(マンデート方式)	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセツトのみなし計算(マンデート方式)	信用リスク・アセツトのみなし計算が適用されるエクスボージャー

〔略〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

〔a～r 略〕

S 項番8 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセツトのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第二項の規定、内部格付手法を採用した場合には自己資本比率告示第一百六十六条第二項の規定を適用するエクスポートに係る信用リスク・アセツトの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。  
○ただし、口欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

t 項番9 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセツトのみなし計算（マンデート方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第六項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第一百六十六条第七項の規定を適用するエクスポートに係る信用リスク・アセツトの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。  
○ただし、口欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

〔同左〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

〔a～r 同左〕

S 「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポート」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものの信用リスク・アセツトの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

t 「信用リスク・アセツトのみなし計算が適用されるエクスポート」の項には、自己資本比率告示第一百六十六条に規定する信用リスク・アセツトの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

Ⅺ 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算

[加える。]

(蓋然性方式250%)」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第九項第一号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十六条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

Ⅻ 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算

[加える。]

(蓋然性方式400%)」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第九項第二号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十六条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

Ⅹ 現番10 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみな

[加える。]

し計算（フォールバック方式1250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第十項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十六条第十一項の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十

一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

<u>x</u>	[略]	<u>ll</u>	[同左]
<u>y</u>	[略]	<u>yy</u>	[同左]
<u>z</u>	[略]	<u>w</u>	[同左]
<u>aa</u>	[略]	<u>xx</u>	[同左]
<u>bb</u>	[略]	<u>yy</u>	[同左]
<u>cc</u>	[略]	<u>zz</u>	[同左]
<u>dd</u>	[略]	<u>ll</u>	[同左]
<u>ee</u>	[略]	<u>rr</u>	[同左]
<u>ff</u>	[略]	<u>tt</u>	[同左]
<u>gg</u>	[略]	<u>ii</u>	[同左]
<u>hh</u>	[略]	<u>uu</u>	[同左]
<u>ii</u>	[略]	<u>oo</u>	[同左]
<u>kk</u>	[略]	<u>uu</u>	[同左]
<u>ll</u>	[略]	<u>ii</u>	[同左]
<u>mm</u>	[略]	<u>ii</u>	[同左]
<u>nn</u>	[略]	<u>ii</u>	[同左]
<u>rr</u>	[略]	<u>oo</u>	[同左]
<u>ss</u>	[略]	<u>oo</u>	[同左]
<u>tt</u>	[略]	<u>rr</u>	[同左]
<u>uu</u>	[略]	<u>rr</u>	[同左]
<u>vv</u>	[略]	<u>ss</u>	[同左]

〔(第二面)～(第四面) 略〕

〔(第二面)～(第四面) 同左〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

- 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改 正 後	(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)
第二条 〔同上〕	第二条 〔略〕
〔2・3 同上〕	〔2・3 略〕
4 〔イ・ロ 略〕	4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項
〔イ・ロ 略〕	ハ リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第四十七条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出すること）をいう。
〔イ・ロ 同上〕	以下この条及び次条において同じ。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第一百四十二条の規定により信用リスク・アセットの額を算出すること）をいう。以下この条及び次条において同じ。）が適用されるエクスボージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスボージャーの区分ごとの額
4 〔同上〕	ハ 信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第一百四十二条の規定により信用リスク・アセットの額を計算すること）をいう。以下同じ。）が適用されるエクスボージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

(1)	自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポートジャー又は自己資本比率告示第百四十二条第二項の規定により信用リスク・アセツトの額を算出するエクスポートジャー
(2)	自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポートジャー又は自己資本比率告示第百四十二条第七項の規定により信用リスク・アセツトの額を算出するエクスポートジャー
(3)	自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポートジャー又は自己資本比率告示第百四十二条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセツトの額を算出するエクスポートジャー
(4)	自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポートジャー又は自己資本比率告示第百四十二条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセツトの額を算出するエクスポートジャー
(5)	自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポートジャー又は自己資本比率告示第百四十二条第十一項の規定により信用リスク・アセツトの額を算出するエクスポートジャー

〔二・ホ 同上〕

二 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセツトのみなし計算が適用されるエクスボージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イヽヌ 略〕

〔三ヽ六 略〕

七 リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセツトのみなし計算が適用されるエクスボージャーについて、次に掲げるエクスボージャーの区分ごとの額

イ 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスボージャー又は

自己資本比率告示第百四十二条第二項の規定により信用リスク・アセツトの額を算出するエクスボージャー

ロ 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスボージャー又は自己資本比率告示第百四十二条第七項の規定により信用リスク・アセツトの額を算出するエクスボージャー

ハ 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスボージャー又は自己資本比率告示第百四十二条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセツトの額を算出するエクスボージャー

二 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスボージャー又は自己資

二 信用リスク（信用リスク・アセツトのみなし計算が適用されるエクスボージャー及び証券化エクスボージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イヽヌ 同上〕

〔三ヽ六 同上〕

七 信用リスク・アセツトのみなし計算が適用されるエクスボージャーの額

本比率告示第百四十二条第十項第二号に定めるリスク・ウェイ  
トを用いて信用リスク・アセツトの額を算出するエクスボージ  
ヤー

ホ|自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェイト  
を用いるエクスボージャー又は自己資本比率告示第百四十二条  
第十一項の規定により信用リスク・アセツトの額を算出するエ  
クスボージャー

八  
〔略〕

八  
〔略〕

八  
〔略〕

八  
〔略〕

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事  
項)

第三条  
〔略〕

〔2・3  
略〕

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一  
〔略〕

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

〔イ・ロ  
略〕

ハ|リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセツトの

みなし計算が適用されるエクスボージャーに係る信用リスクに  
対する所要自己資本について、次に掲げるエクスボージャーの

区分ごとの額

(1) 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出

八  
〔同上〕

八  
〔同上〕

八  
〔同上〕

八  
〔同上〕

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事  
項)

第三条  
〔同上〕

〔2・3  
同上〕

4  
〔同上〕

一  
〔同上〕

二  
〔同上〕

〔イ・ロ  
同上〕

ハ|信用リスク・アセツトのみなし計算が適用されるエクスボー

ジヤーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスボージャー又は自己資本比率告示第百四十二条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスボージャー

(2) |  
自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスボージャー

又は自己資本比率告示第二百四十二条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

(3) 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四十二条第十項第一号に定めるリスク・

已資本比率告示第百四十二条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセシトの額を算出するエクスボーラー

(4)|自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比  
率ヒリスフ・カエイ、ヒンヒ用ひるヒフスピージャースは自

率をリスク・ヘッジとして用いるエクスポンシャル又は自己資本比率告示第百四十二条第十項第二号に定めるリスク・ヘッジを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエク

スポートジヤー

(5) 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百四十二条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

三

〔二・亦略〕

信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・

三

二·亦 同上

信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用される）

アセツトのみなし計算が適用されるエクスポート及び証券化エクスポートを除く。) に関する次に掲げる事項

「イヌ 略」

「四〇七 略」

ハ| リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセツトのみなし計算が適用されるエクスポートを除く。) に関する次に掲げる事項

エクスポートを除く。) に関する次に掲げる事項

八| 信用リスク・アセツトのみなし計算が適用されるエクスポートを除く。) に関する次に掲げる事項

「イヌ 同上」

「四〇七 同上」

ハ| 信用リスク・アセツトのみなし計算が適用されるエクスポートを除く。) に関する次に掲げる事項

ヤーの額

クスポートの区分ごとの額

イ| 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出し

た割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポート又は自己資本比率告示第一百四十二条第二項の規定により信用リスク

・アセツトの額を算出するエクスポート

ロ| 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出し

た割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポート又は自己資本比率告示第一百四十二条第七項の規定により信用リスク

・アセツトの額を算出するエクスポート

ハ| 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比率

をリスク・ウェイトとして用いるエクスポート又は自己資

本比率告示第一百四十二条第十項第一号に定めるリスク・ウェイ

トを用いて信用リスク・アセツトの額を算出するエクスポート

ヤー

二| 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比率

をリスク・ウェイトとして用いるエクスポート又は自己資

本比率告示第一百四十二条第十項第二号に定めるリスク・ウェイ

ト

トを用いて信用リスク・アセツトの額を算出するエクスボージャー

ホ  
自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェイト

を用いるエクスボージャー又は自己資本比率告示第百四十二条

第十一項の規定により信用リスク・アセツトの額を算出するエ

クスボージャー

九  
〔略〕

備考

表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

5  
九  
〔同上〕